

令和5年第3回

美幌町農業委員会総会議事録

令和5年6月26日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和5年6月26日(月) 午後1時30分から午後2時07分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(16人)

	2番	坂本和裕君	農地部会長	3番	梅津幸一君
	5番	佐藤章平君		6番	木村勝彦君
	8番	鳥井隆君		9番	小泉豊和君
	11番	田村秀司君		12番	川原英和君
	13番	安藤良司君		14番	鎌仲照幸君
	15番	高崎利彦君	振興副部会長	16番	山岸洋文君
	17番	酒井祐二君	振興部会長	18番	小林寿美君
職務代理	19番	日並洋君	会長	20番	千葉正美君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(5人)

事務局長	橋本勝君	主査	矢野豊君
主事補	加賀屋敦君	主事補	石澤美咲君
臨時筆生	寺田裕子君		

議 事 日 程

令和5年第3回 美幌町農業委員会総会
令和5年6月26日 午後1時30分開会

日 程 第 1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日 程 第 2		諸般の報告について
日 程 第 3		会期の決定について
日 程 第 4		会務報告について
日 程 第 5	報告第 5 号	第2回 振興部会会議結果報告について
日 程 第 6	報告第 6 号	第2回 農地部会会議結果報告について
日 程 第 7	報告第 7 号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
日 程 第 8	議案第 6 号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
日 程 第 9	議案第 7 号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について
日 程 第10	議案第 8 号	農地法第3条の規定による許可申請について
日 程 第11	議案第 9 号	農地法第4条の規定による許可申請について
日 程 第12	議案第10号	現況証明願について
日 程 第13	協議第 2 号	美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は16名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和5年第3回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号5番 佐藤委員、同じく議席番号6番 木村委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野主査、加賀屋主事補、石澤主事補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告3件、議案5件、協議1件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号1番 中川委員、同じく議席番号4番 佃委員、同じく議席番号7番 中村委員、同じく議席番号10番 武田委員、本日欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定を致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。この中から5月29日から6月1日の東京で行われた全国農業委員会会長大会について報告致します。その内容ですが5月30日午後から文京シビックホールにて行われた全国農業委員会会長大会に参加致しました。提案された第1号議案から第4号議案について全て原案通り承認されました。また、30日にオホーツク農業委員会連合会独自要請行動として令和6年度 農業政策・予算に関する要望書を地元選出の武部代議士に手渡しました。なお、これらの会議等の資料につきましては事務局に保管してありますので必要があればご覧いただきたいと思っております。
議 長	何かご質問はございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第5号「第2回 振興部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長の報告をお願い致します。
振興部会長	第2回 振興部会会議結果報告書。振興部会の会議結果について美幌町農業委員会部会等設置規程第11条第1項の規定により下記のとおり報告する。

令和5年5月25日。美幌町農業委員会 振興部会長 小林寿美。美幌町農業委員会 会長 千葉正美様。記。1、案件（1）令和4年度 農地利用最適化推進状況その他事務の実施状況について。（2）令和5年度 農作物生育状況調査について。（3）令和5年度道内視察研修について。2、開催日時 令和5年5月25日、木曜日、午後2時12分から午後2時50分。3、開催場所 議会第1・第2説明員控室。4、出席者 わたくしほか8名、事務局、橋本事務局長、矢野主査。5、会議結果につきましては事務局より願います。

事務局

会議結果についてご報告致します。（1）令和4年度 農地利用最適化推進状況その他事務の実施状況につきましては毎年度設定しております、担い手への農地利用の集積集約、遊休農地の発生防止解消、新規参入の促進の3つについて目標を定めており、その実績を報告するもので参考資料1ページから6ページまでの内容について報告し、承認されております。（2）令和5年度 農作物生育状況調査につきましては上期については先日ご案内致しましたとおり、7月11日火曜日、下期は8月21日月曜日となりました。また、送付済みではありますが、各ブロック長に上期作況圃場の選定要請をしております。（3）令和5年度 道内視察研修につきましては議案参考資料7ページの行程案、8ページの予算案について提案し、承認されております。また、送付済みではありますが、出欠及び自己負担の支払について各委員に案内しております。なお、行程については詳細を詰めたもの、予算も確定したものを自己負担の支払の際にお知らせしておりますので議案参考資料7ページと8ページについては先月の振興部会時点のものでありますのでご承知おきください。ご説明は以上でございます。

議長

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長

ご異議なしと認め、報告第5号「第2回 振興部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。

議長

日程第6、報告第6号「第2回 農地部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長からの報告をお願い致します。

農地部会長

第2回 農地部会会議結果報告書。農地部会の会議結果について美幌町農業委員会部会等設置規程第11条第1項の規定により下記のとおり報告する。

令和5年5月25日。美幌町農業委員会 農地部会長 梅津幸一。美幌町農業委員会 会長 千葉正美様。記。1、案件（1）農地評定研修について。（2）農地パトロール（一斉調査及び個別調査）について。2、開催日時 令和5年5月25日、木曜日、午後2時10分から午後2時20分。3、開催場所 議場。4、出席者 わたくしほか8名、事務局、石澤主事補。5、会議結果につきましては事務局より願います。

事務局

会議結果についてご報告致します。（1）農地評定研修の実施については令和5年6月8日木曜日、8時45分から14時までの予定で先日、実施致しました。実施方法は1ブロック及び4ブロックから評定する研修圃場を選考していただきまして、全委員により評定方法の研修を行うことと致しました。（2）農地パトロールの実施につきましても農地評定研修の実施日に合わせて実施することと致しました。内容は遊休農地、低利用農地の発見や無断転用の確認、農地法許可後における利用状況の確認などです。ご説明は以上でございます。

議長

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長

ご異議なしと認め、報告第6号「第2回 農地部会会議結果報告について」は承認す

	ることに決定を致します。
議 長	日程第7、報告第7号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。
事 務 局	<p>今月の農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人からの定期報告につきましては議案9ページの1法人でございます。</p> <p>【議案に基づき説明】</p> <p>以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認致しましたので報告致します。よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	ご異議なしと認め、報告第7号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	<p>日程第8、議案第6号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。</p> <p>内容番号1号。</p>
事 務 局	<p>内容番号1号についてご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地について賃貸人の希望により合意解約するものでございます。</p> <p>賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案11ページをご覧ください。契約期間は平成31年1月1日から令和5年12月31日までの5年間、合意解約年月日は令和5年5月10日、土地引渡日は令和5年5月10日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号1号は適当と認めます。</p> <p>議案第6号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第9、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。</p> <p>内容番号6号。</p>
事 務 局	<p>今月の案件は全8件で内容につきましては農業公社からの売渡が6件、新規の賃貸借が2件となっております。</p> <p>それでは内容番号6号についてご説明致します。参考資料は10ページをご覧ください。本件は農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで所有権の移転時期は令和5年6月27日、代金の支払期限は令和5年8月25日、利用調整日は令和5年6月8日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第</p>

18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

8 番

内容番号6号につきましては只今事務局の説明のとおりです。
この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが10年間借りていましたが、今回、期間満了により売渡を受けるものです。〇〇さんは法人化して、玉葱と小麦を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号6号は適当と認めます。
内容番号7号。

事 務 局

内容番号7号についてご説明致します。参考資料は11ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで所有権の移転時期は令和5年6月27日、代金の支払期限は令和5年8月25日、利用調整日は令和5年6月8日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

16 番

内容番号7号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが10年間借りていましたが、今回、期間満了により売渡を受けるものです。〇〇さんは家族4人で畑作三品、玉葱、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号7号は適当と認めます。
内容番号8号。

事 務 局

内容番号8号についてご説明致します。参考資料は12ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和5年6月27日、代金の支払期限は令和5年8月25日、利用調整日は令和5年6月8日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

15 番

内容番号8号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが10年間借りていましたが、今回、期間満了により売渡を受けるものです。〇〇さんは家族2人で玉葱とアスパラガスを作付けされ、堅実に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号 8 号は適当と認めます。
 内容番号 9 号。

事 務 局 内容番号 9 号についてご説明致します。参考資料は 13 ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案 16 ページをご覧願います。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和 5 年 6 月 27 日、代金の支払期限は令和 5 年 8 月 25 日、利用調整日は令和 5 年 6 月 8 日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

19 番 内容番号 9 号につきましては只今事務局説明のとおりです。
 この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが 10 年間借りていましたが、今回、期間満了により売渡を受けるものです。〇〇さんは家族 2 人で畑作三品とアスパラガスを作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、内容番号 9 号は適当と認めます。
 内容番号 10 号。

事 務 局 内容番号 10 号についてご説明致します。参考資料は 14 ページから 16 ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案 16 ページをご覧願います。売買価格は議案記載のとおりで所有権の移転時期は令和 5 年 6 月 27 日、代金の支払期限は令和 5 年 8 月 25 日、利用調整日は令和 5 年 6 月 8 日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

19 番 内容番号 10 号につきましては只今事務局説明のとおりです。
 この案件は〇〇さんと〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんがそれぞれ 10 年間と 5 年間借りていましたが、今回、期間満了により売渡を受けるものです。〇〇さんは家族 2 人で畑作三品と人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、内容番号 10 号は適当と認めます。
 内容番号 11 号。

事 務 局 内容番号 11 号についてご説明致します。参考資料は 17 ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和 5 年 6 月 27 日、代金の支払期限は令和 5 年 8 月 25 日、利用調整日は令和 5 年 6 月 8 日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さ

んよりお願い致します。

1 1 番

内容番号11号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんと〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが10年間借りていましたが、今回、期間満了により売渡を受けるものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号11号は適当と認めます。

内容番号12号から13号は関連がございますので一括上程致します。

事 務 局

内容番号12号と13号について一括ご説明致します。参考資料は18ページと19ページをご覧願います。本件は離農に伴う新規の賃貸借案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、賃貸借料については議案記載のとおりで、賃貸期間は令和5年6月27日から令和10年6月30日までの5年間、利用調整日は令和5年6月12日でございます。内容番号12号についてご説明致します。利用権の設定を受けるものは〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。内容番号13号についてご説明致します。利用権の設定を受けるものは〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

1 6 番

内容番号12号と13号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんの自作地について〇〇さんからあっせん申し出があり、あっせん調整の結果、〇〇さんと〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは家族3人で小麦、豆類、花卉、イチゴ苗、アスパラガスを作付けし、〇〇さんは小麦、豆類を作付けし、それぞれ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号12号から13号は適当と認めます。

議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第10、議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。

内容番号3号。

事 務 局

内容番号3号についてご説明致します。参考資料は21ページから23ページをご覧願います。本件は贈与案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で土地明細につきましては議案18ページをご覧願います。申請理由は贈与、権利の種別は所有権でございます。参考資料24ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

1 8 番

内容番号3号につきましては只今事務局説明のとおりです。

	<p>この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに生前贈与するものです。〇〇さんは家族5人で畑作四品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いいたします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを5月26日、武田委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
事務局	<p>ご異議なしと認め、内容番号3号は適当と認めます。 議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
事務局	<p>日程第11、議案第9号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。 内容番号2号。</p>
事務局	<p>内容番号2号についてご説明致します。参考資料は26ページと27ページをご覧ください。本件は農舎移築のため農地法第4条による農地転用を行うものでございます。申請者は〇〇の〇〇さん。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、農地区分は農用地区域内農地でございます。転用目的は農舎移築、計画の概要は農舎面積が〇〇㎡、通路等〇〇㎡、工事期間は許可日から令和5年9月末日となっております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
3番	<p>内容番号1号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この案件は〇〇さんが経営規模拡大のため、農舎が必要となったもので申請地は効率的な作業ができるよう既存の農舎周辺、また、ほかの農地への影響が少ない場所を選定しており、現地の状況からみてやむを得ないものであると6月9日、日並委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号2号は適当と認めます。 議案第9号「農地法第4条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議長	<p>日程第12、議案第10号「現況証明願について」を議題と致します。 内容番号1号。</p>
事務局	<p>内容番号1号についてご説明致します。参考資料は29ページをご覧ください。所有者及び願出人は〇〇の〇〇でございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
15番	<p>内容番号1号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この土地は現在、雑種地となっておりますが畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを5月27日、中村委員、梅津委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p>

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号1号は適当と認めます。
内容番号2号。

事 務 局 内容番号2号についてご説明致します。参考資料は30ページと31ページをご覧願います。所有者及び願出人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。

18 番 内容番号2号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この土地は現在、荒廃して雑種地となっており、畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを6月6日、武田委員、田村委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号2号は適当と認めます。
内容番号3号。

事 務 局 内容番号3号についてご説明致します。参考資料は32ページをご覧願います。所有者は〇〇の〇〇さん、願出人は〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。

17 番 内容番号3号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この土地は美幌グランドホテル跡地の東側にある住宅地の中にあり、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを6月8日、川原委員、安藤委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号3号は適当と認めます。
内容番号4号。

事 務 局 内容番号4号についてご説明致します。参考資料は33ページをご覧願います。所有者及び願出人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。

17 番 内容番号4号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この土地は町道に面した住宅地にあり、〇〇さんの住宅が建っているため相当前から畑としては利用されておらず、農地・採草放牧地以外であることを6月8日、川原委員、安藤委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号4号は適当と認めます。 議案第10号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第13、協議第2号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。</p>
事 務 局	<p>協議第2号についてご説明致します。本件は6月9日付で美幌町長から町が定める「美幌町農業振興地域整備計画」において同計画の変更を行うため意見を求められたもので用途区分変更が1件でございます。用途区分変更の内容番号2号についてご説明致します。本件は先の議案第9号農地法第4条許可申請の内容番号2号でご審議いただいた案件でございます。参考資料は26ページをご覧ください。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は農舎移築のためでございます。今後の予定ですが本総会後に当委員会から町に意見書を提出します。町は北海道に進達後、回答を得て決定告示される予定であります。事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、協議第2号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>以上で全議案の審議を終了致しました。 これをもちまして第3回美幌町農業委員会総会を閉会致します。</p>
議 長	<p>ご苦労様でした。 閉会 午後2時07分</p>